

平成28年8月30日

宮古島市議会議長殿

陳情人

沖縄県宮古島市下地字川満1684番地の1

猪澤也寸志 印

090-3410-3039

自衛隊配備に伴って宮古島が国際法上の軍事目標となった際、
平時、グレーゾーン事態、有事の各段階において発生するであろう
宮古島観光に対する損害およびその損害補償に関して
市主催住民説明会の開催を求める陳情

【要旨】

(1) 中国人民日報の国際版(環球時報)は、8月15日の社説で「武装宮古島は全滅させるべき軍事目標」と、開戦と同時に殲滅すべき軍事拠点として宮古島を名指しした。日本政府発表「射程距離300kmの誘導弾を開発して宮古島に配備」への反応です。

ご存知の通り、宮古島観光の原動力は「自然と平和・癒しの島」です。今年、10万名を突破するであろう中国人観光客を魅了する宮古島に、日本政府は対艦ミサイル部隊などの自衛隊配備を計画しています。この配備計画が実現すれば、癒しの島とは似ても似つかない尖閣諸島の防衛拠点「武装・宮古島」となり、中国軍の重点軍事目標になってしまいます。

今後、尖閣周辺の緊張感が更に高まり、修学旅行などが中止になれば、民泊収入が激減します。危険な観光目的地として宮古島旅行を手控える国内外の観光客も急拡大することになります。

このような風評被害が発生した場合、その損害を補償する制度の有無、その制度の法的根拠等を政府に確認のうえ、既存の観光関係者だけでなく、今後、民泊など観光事業に勤しむことを考えている市民に対しても、市主催の説明会を開催するなどして詳しくご説明いただくことを要請致します。

(2) 日々緊張感が増している尖閣諸島において、中国の偽装漁民(武装集団)が不法上陸した場合、グレーゾーン事態(純然たる平時でも有事でもない事態)が生じます。その際、内閣総理大臣は、電話などにより各国務大臣の了解を得て閣議決定を行い、自衛隊法第82条に基づく海上警備行動を発令し、尖閣海域に海上自衛隊等を出動させることとなります。

このようなグレーゾーン事態が生じた場合、観光客が出入域する空路および海路は閉ざされることになり、空路および海路は、住民避難や自衛隊増援などが優先されることとなります。よって、宮古島観光は閉鎖状況に陥ります。この閉鎖状況により発生する観光損害を補償する制度の有無、その制度の法的根拠等を政府に確認のうえ、前項と同様に、市主催の説明会を開催するなどして詳しくご説明いただくことを要請致します。

(3) グレーゾーン事態は更に重大な事態、つまり有事に転じかねないリスクを有している。自衛隊法第76条に基づく防衛出動が発令されれば、有事対処の島嶼防衛(対侵略および奪回)が展開される戦場になります。尖閣諸島が戦場になるだけでなく、尖閣防衛の対艦ミサイルを配備した武装・宮古島も主たる軍事目標として、中国から攻撃される戦場になるものと思われれます。ちなみに、攻撃目標になるのは、島中を移動する稼働ミサイルはもちろん、このミサイル配備のため陸揚げする港湾施設、飛行場、とりつけ道路もちろん目標になります。

このような全滅させるべき軍事目標として、中国軍から宮古島が攻撃を受けた場合、民泊からリゾートに至るまでの宿泊施設、バスやレンタカーなどの交通設備、食堂からレストランまでの飲食施設、船舶や店舗などのマリレジャー施設、商業店舗や個人住宅、農場や漁場などに多大な被害が生じます。これら有事攻撃被害による損害を補償する制度の有無、その制度の法的根拠等を政府に確認のうえ、前項と同様に、市主催の説明会を開催するなどして詳しくご説明いただくことを要請致します。

【理由】

平時、グレーゾーン事態、有事に関する記述は、以下の平成28年度防衛白書から引用しています。

防衛白書「わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有又は核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い生じる問題や緊張に加え、領域主権や権益などをめぐり、いわばグレーゾーンの事態（純然たる平時でも有事でもない事態）が生じやすく、これがさらに重大な事態に転じかねないリスクを有している。」

防衛白書「政府として、こうした武力攻撃に至らない侵害に迅速に対処し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するため、特に以下の3つの場合について、治安出動や海上警備行動などの発令手続を迅速化するための閣議決定を15（平成27）年5月に行った。

- ・わが国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処
- ・離島などに対する武装集団による不法上陸への対処
- ・公海上でわが国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における対処

具体的には、治安出動などの発令に関して特に緊急な判断が必要、かつ速やかな臨時閣議の開催が困難な時には、内閣総理大臣の主宰により、電話などにより各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う事とした。なお、連絡を取る事ができなかった国務大臣には事後速やかに連絡を行う事とした」

貴市議会「尖閣有事の際、今現在の非武装・宮古島にも中国軍の攻撃が及ぶのでは？」という疑問に予めお答えしておきます。

軍事目標以外の攻撃は国際人道法違反となり、非人道国家の誹りを受け、他大国等からの経済制裁に晒されます。中国政府はこの経済制裁を最も嫌います。幸いにも、今現在の宮古島には中国に直接の脅威を与える軍事目標はありません。それゆえ、宮古島を攻撃して国際法違反となる選択肢は中国にはありません。今現在の非武装・宮古島には、きわめて強大な国際法抑止力と国際経済抑止力が働いているのです。この宮古島に尖閣や宮古海峡に対して直接の脅威を与える対艦ミサイルが配備されれば、まさに「武装・宮古島」として、国際法に準じた軍事目標となり、重点的な攻撃を受けることになりえます。更に特筆すべきは、ミサイル配備が現実になされていなくとも、配備が公然と議論され、配備に一定の軍事的合理性があつて、配備蓋然性が高いと中国が判断すれば、港湾、飛行場や予定地は国際人道法上の軍事目標になりえます。このような配備蓋然性の強調のみでも宮古島住民に対する危険を増大させているのです。宮古島市の法的責務である住民保護を放置したまま、宮古島へのミサイル部隊配備を承認するということは、住民の生命と財産を守ることを付託された市長責任を放棄するということになりえます。